

第 1 回

石巻地域合併協議会

〔開催日：平成15年8月7日(木)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第1回 石巻地域合併協議会 資料目次

石巻地域合併協議会委員等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

会議運営の申し合わせ事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

報告事項

報告第 1 号 石巻地域合併協議会設置までの経緯について・・・・・・・・ P 6

報告第 2 号 石巻地域合併協議会の設置に伴う協定について・・・・・・・・ P 10

報告第 3 号 石巻地域合併協議会規約について・・・・・・・・ P 12

報告第 4 号 石巻地域合併協議会幹事会規程について・・・・・・・・ P 16

報告第 5 号 石巻地域合併協議会専門部会設置要綱について・・・・・・・・ P 18

報告第 6 号 石巻地域合併協議会分科会設置要領について・・・・・・・・ P 21

報告第 7 号 石巻地域合併協議会事務局規程について・・・・・・・・ P 24

報告第 8 号 石巻地域合併協議会財務規程について・・・・・・・・ P 29

報告第 9 号 石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について P 32

報告第 10 号 石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程について・・・・・・・・ P 34

報告第 11 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程について・・・・・・・・ P 36

報告第 12 号 合併協定項目について・・・・・・・・ P 38

報告第 13 号 事務事業の基本的調整方針について・・・・・・・・ P 44

報告第 14 号 石巻地域新市建設計画（まちづくり計画）策定方針について・・・・・・・・ P 47

報告第 15 号 平成 15 年度 石巻地域合併協議会予算について・・・・・・・・ P 52

議決事項

議案第 1 号 石巻地域合併協議会会議運営規程（案）について・・・・・・・・ P 54

議案第 2 号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱（案）について・・・・・・・・ P 56

議案第 3 号 平成 15 年度 石巻地域合併協議会事業計画（案）について・・・・・・・・ P 60

提案事項

協議第 1 号 合併の方式（協定項目 1）について・・・・・・・・ P 65

協議第 2 号 合併の期日（協定項目 2）について・・・・・・・・ P 72

その他

・第 2 回 石巻地域合併協議会の日程について・・・・・・・・ P 77

・石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領について・・・・・・・・ P 78

そ の 他

・石巻地域合併協議会の全体スケジュールについて・・・・・・・・ P 80

第1回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年8月7日(木)
午前10時～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付（協議会委員・監査委員の紹介）
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 幹事長・副幹事長・事務局職員紹介
- 6 会議運営の申し合わせ事項について
- 7 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第 1 号 石巻地域合併協議会設置までの経緯について
 - 報告第 2 号 石巻地域合併協議会の設置に伴う協定について
 - 報告第 3 号 石巻地域合併協議会規約について
 - 報告第 4 号 石巻地域合併協議会幹事会規程について
 - 報告第 5 号 石巻地域合併協議会専門部会設置要綱について
 - 報告第 6 号 石巻地域合併協議会分科会設置要領について
 - 報告第 7 号 石巻地域合併協議会事務局規程について
 - 報告第 8 号 石巻地域合併協議会財務規程について
 - 報告第 9 号 石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
 - 報告第 10 号 石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程について
 - 報告第 11 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程について
 - 報告第 12 号 合併協定項目について
 - 報告第 13 号 事務事業の基本的調整方針について
 - 報告第 14 号 石巻地域新市建設計画（まちづくり計画）策定方針について
 - 報告第 15 号 平成15年度 石巻地域合併協議会予算について
 - (2) 議決事項
 - 議案第 1 号 石巻地域合併協議会会議運営規程（案）について
 - 議案第 2 号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱（案）について
 - 議案第 3 号 平成15年度 石巻地域合併協議会事業計画（案）について
 - (3) 提案事項
 - 協議第 1 号 合併の方式（協定項目1）について
 - 協議第 2 号 合併の期日（協定項目2）について
 - (4) その他
 - ・第2回 石巻地域合併協議会の日程について
 - ・石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領について
- 8 そ の 他
 - ・石巻地域合併協議会の全体スケジュールについて
- 9 閉 会

《協議会委員名簿》

役 職	氏 名	市町名等	委員区分等
会 長	ど い き み お 土 井 喜 美 夫	石 巻 市	市 長 (1 号 委 員)
副会長 (会長職務代理)	おお た み の る 太 田 実	河 北 町	町 長 (1 号 委 員)
副会長	さ と う けん じ 佐 藤 健 治	石 巻 市	議 会 議 長 (2 号 委 員)
副会長	た け や ま よ し お 武 山 吉 夫	北 上 町	議 会 議 長 (2 号 委 員)
委 員	や ま し た じ ゅ ろ う 山 下 壽 郎	雄 勝 町	町 長 (1 号 委 員)
	は し う ら き よ も と 橋 浦 清 元	河 南 町	町 長 (1 号 委 員)
	ひ ら つ か よ し か ね 平 塚 義 兼	桃 生 町	町 長 (1 号 委 員)
	さ と う けん じ 佐 藤 健 児	北 上 町	町 長 (1 号 委 員)
	き む ら ふ じ お 木 村 富 士 男	牡 鹿 町	町 長 (1 号 委 員)
	か み や ま し ゚ ゅ う い ち ろ う 神 山 庄 一 郎	河 北 町	議 会 議 長 (2 号 委 員)
	た が は し さ も ん 高 橋 左 文	雄 勝 町	議 会 議 長 (2 号 委 員)
	み う ら そ う き ち 三 浦 總 吉	河 南 町	議 会 議 長 (2 号 委 員)
	わ か や ま の り ひ こ 若 山 憲 彦	桃 生 町	議 会 議 長 (2 号 委 員)
	い し も り ま さ と 石 森 正 人	牡 鹿 町	議 会 議 長 (2 号 委 員)
	あ べ よ し は る 阿 部 吉 治	石 巻 市	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	ば ば り い ち ろ う 馬 場 利 一 郎	河 北 町	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	ふ じ も と た だ お 藤 本 忠 夫	雄 勝 町	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	あ べ ひ と す 阿 部 仁 州	河 南 町	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	さい じ ゅ う か ず ま さ 西 條 一 正	桃 生 町	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	や ま な か ゆ う こ う 山 中 祐 弘	北 上 町	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	あ べ か ず ひ こ 阿 部 和 彦	牡 鹿 町	議 会 議 員 (3 号 委 員)
	さい と う けん じ 齋 藤 賢 仁	石 巻 市	学 識 経 験 者 (4 号 委 員)
	む しゃ けん そ う 武 者 賢 三	石 巻 市	学 識 経 験 者 (4 号 委 員)
	さい と う た だ し 齋 藤 正	河 北 町	学 識 経 験 者 (4 号 委 員)
おい て た つ や 生 出 竜 哉	河 北 町	学 識 経 験 者 (4 号 委 員)	
い と う ひ ろ し 伊 藤 弘	雄 勝 町	学 識 経 験 者 (4 号 委 員)	
おい て た い ち ろ う 生 出 太 一 郎	雄 勝 町	学 識 経 験 者 (4 号 委 員)	

役 職	氏 名	町名等	委員区分等
委 員	おお はし くにお 大 橋 言 雄	河 南 町	学識経験者（4号委員）
	いま い たき こ 今 井 多 貴 子	河 南 町	学識経験者（4号委員）
	さか い いち ろう 酒 井 一 郎	桃 生 町	学識経験者（4号委員）
	たか はし はしめ 高 橋 冠	桃 生 町	学識経験者（4号委員）
	ち は ご ろう 千 葉 五 郎	北 上 町	学識経験者（4号委員）
	たけ やま まつ よし 武 山 松 義	北 上 町	学識経験者（4号委員）
	あ べ とし お 阿 部 敏 男	牡 鹿 町	学識経験者（4号委員）
	ばん だい とし かず 萬 代 壽 一	牡 鹿 町	学識経験者（4号委員）
	いし がき じん いち 石 垣 仁 一	宮 城 県	学識経験者（4号委員）
	お の でら よし お 小 野 寺 好 男	宮 城 県	学識経験者（4号委員）

《監査委員》

役 職	氏 名	町名等	備 考
監査委員	かわ い しげ お 川 井 茂 夫	石 巻 市	代表監査委員
	ご とう せい こう 後 藤 正 孝	河 北 町	代表監査委員
	お やま りき お 小 山 力 生	桃 生 町	代表監査委員

《幹事会名簿》

役 職	氏 名	市町名等	備 考
幹 事 長	わか やま しゅん じ 若 山 俊 治	桃 生 町	助役
副幹事長	さ とう ふみ ゆき 佐 藤 文 志	河 北 町	助役
副幹事長	もと き ただ よし 本 木 忠 義	河 南 町	助役
幹 事	しば やま こう いち 柴 山 耕 一	石 巻 市	総務部長
	あ べ こう いち 阿 部 孝 一	雄 勝 町	助役
	さ さ き のり ひこ 佐 々 木 徳 彦	北 上 町	助役
	わた なべ てつ ろう 渡 辺 徹 朗	牡 鹿 町	助役
	う え まつ かず お 植 松 和 郎	石 巻 市	企画部長
	にし おお えだ つね お 西 大 條 統 生	石 巻 市	総務部参事兼広域合併推進室長
	おい で しゅう や 生 出 脩 也	河 北 町	総務課長
	う き つ こう いつ 浮 津 康 逸	河 北 町	企画課長
	なか むら かつ お 中 村 勝 雄	雄 勝 町	総務課長
	はん ざわ しゅう いち 半 澤 秀 一	雄 勝 町	企画管財課長
	あ つ み より お 渥 美 和 雄	河 南 町	総務課長
	い どう りょう 伊 藤 亮	河 南 町	企画課長
	く ま がい とおる 熊 谷 徹	桃 生 町	総務企画課長
	あ べ とし かず 阿 部 敏 一	桃 生 町	財務課長
	すず き おさむ 鈴 木 治	北 上 町	総務課長
	た け やま ぶん えい 武 山 文 衛	北 上 町	企画財政課長
	す だ つぎ お 須 田 次 男	牡 鹿 町	総務課長
	おお もり みき お 大 森 幹 郎	牡 鹿 町	財務課長
い たみ しょう じ 伊 丹 相 治	宮 城 県	石巻地方県事務所地域振興班長	

《事務局職員名簿》

職 名	氏 名	備 考
事務局長	きむら こうじ 木村 耕二	石巻市職員
事務局次長（総務班担当）	うえまつ ひろし 植松 博史	石巻市職員
事務局次長（計画班担当）	すずき ふみや 鈴木 文也	宮城県職員(石巻市派遣)
事務局次長（調整班担当）	ちば こう 千葉 光	河北町職員
総務班リーダー	いしかわ ふみひこ 石川 文彦	桃生町職員
総務班班員	さとう まさえつ 佐藤 正悦	北上町職員
総務班班員	きむら よしのり 木村 義則	牡鹿町職員
総務班班員	ただ きょうこ 多田 恭子	石巻市職員
計画班リーダー	さいとう みねよし 斎藤 峰好	河南町職員
計画班班員	あべ ひろき 阿部 浩樹	雄勝町職員
計画班班員	ひの かずのり 日野 一典	河北町職員
計画班班員	えんどう まさひろ 遠藤 正啓	石巻市職員
調整班リーダー	ささき やすお 佐々木 康夫	北上町職員
調整班班員	あべ よういち 阿部 陽一	石巻市職員
調整班班員	たかはし まこと 高橋 真	桃生町職員
調整班リーダー	ほんだ とおる 本田 亨	河南町職員
調整班班員	おおつか とみや 大塚 智也	石巻市職員
調整班班員	せい の ひろし 清野 浩	雄勝町職員
調整班班員	あべ けんじ 阿部 健司	牡鹿町職員

石巻地域合併協議会会議運営申し合わせ事項

1 会議の定例開催

会議開催日，開催時間及び開催場所は，原則として以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2，第4木曜日
- (2) 開催時間 午前10時から（必要に応じて変更可（夜間開催等））
- (3) 開催場所 石巻ルネッサンス館マルチ交流ホール（必要に応じて変更）

2 事前提案の原則

協議会規約第3条の規定により協議会で協議する事項については，原則として，質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し，説明を行うものとする。

3 資料提供の取扱い

協議会資料は，協議資料と附属資料とに分類し，協議資料については，傍聴者に対しても配布するものとし，附属資料については，閲覧資料とするものとする。

4 合併協議会へ提案する事項の分類方法について

合併協議会へ提案する事項の分類方法について，以下のとおり定義する。

(1) 報告事項（意思決定を要しないもの）

報告 報告を受け，共通認識をもつ

- ・既に決定している事項で，協議会において共通認識を要するもの（例：協議会規約）
- ・規約，規程等により会長が定めた事項（例：事務局規程，財務規程等）
- ・調査，研究の成果等を報告する事項
- ・協議会において，報告事項として取り扱うことと確認されたもの【提案番号の表記：報告第 号】

(2) 議決事項（意思決定を要するもの）

議案 決定

- ・法令，規約，規程等の定めにより，協議会において決定すべき事項
- ・協議会において決定する必要のある事項【提案番号の表記：議案第 号】

(3) 提案事項

提案 事前提案

- ・協議会規約第3条の規定により，協議会で協議し確認する事項の事前提案【提案番号の表記：協議第 号】

(4) 協議事項（意思決定を要するもの）

協議 確認

- ・協議会規約第3条の規定により，協議会で協議し確認する事項【提案番号の表記：協議第 号】

各項の提案番号は最終提案時まで通し番号とし，継続協議の場合は初回に使用した番号を使用するものとする。なお，その場合，協議会に提案した回数を枝番として付す。【提案番号の表記：協議第 号の】

石巻地域合併協議会設置までの経緯について

石巻地域合併協議会設置までの経緯について，下記のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

記

石巻地域合併協議会設置までの経緯

年月日	事項
平成15年2月24日	石巻地区1市5町任意合併協議会設立 第1回任意合併協議会（場所：石巻地方広域水道企業団） 協議事項 （1）任意合併協議会規約・規程（案）について （2）役員選任について （3）平成14年度事業計画・収支予算（案）について その他 （1）合併重点支援地域の指定について （2）合併関係の主なスケジュールについて
平成15年3月10日	任意合併協議会事務局開所式 事務局職員（1市5町）の辞令交付式 市4名、町各1名：計9名
平成15年3月17日	合併重点支援地域の指定 [市町村第947号] （石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町）
平成15年3月19日	第1回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 第2回任意合併協議会における案件について
平成15年3月25日	第2回任意合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館） 報告事項 （1）合併重点支援地域の指定及び石巻地域市町村合併支援調整チーム設置について （2）任意合併協議会専門部会規程について 協議事項 （1）平成14年度補正予算（案）について （2）平成15年度事業計画・収支予算（案）について

年 月 日	事 項
	<p>その他</p> <p>(1) 協議会だよりの発行について</p> <p>(2) 協議会ホームページの開設について</p>
平成15年3月28日	任意合併協議会ホームページ開設
平成15年3月31日	任意合併協議会だより第1号発行（構成市町全戸配布）
平成15年4月1日	事務局職員（1市5町）の辞令交付式 県1名、市6名、町各2名：計17名
平成15年4月10日	第2回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 第3回任意合併協議会における案件について
平成15年4月17日	<p>第3回任意合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 石巻地区1市5町任意合併協議会委員・幹事・事務局職員名簿について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 石巻地区1市5町任意合併協議会への牡鹿町の加入について</p> <p>(2) 将来構想（建設計画）策定のための住民意識調査実施要綱(案)について</p>
平成15年5月8日	<p>第3回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館）</p> <p>案件 第4回任意合併協議会における案件について</p>
平成15年5月15日	<p>第4回任意合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 協議会委員の異動について</p> <p>(2) 専門部会の構成について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 平成14年度石巻地区1市5町任意合併協議会事業報告並びに決算について</p> <p>(2) 石巻地区1市5町任意合併協議会への牡鹿町の加入について</p> <p>(3) 石巻地区1市5町任意合併協議会規約の一部を改正する規約(案)について</p> <p>(4) 石巻地区1市6町任意合併協議会役員の選任について</p> <p>(5) 石巻地区1市5町任意合併協議会会議運営規程等の一部を改正する規程(案)について</p> <p>(6) 平成15年度石巻地区1市6町任意合併協議会補正予算(案)について</p> <p>(7) 協議日程について</p> <p>その他</p> <p>(1) 法定合併協議会資料について</p> <p>石巻地区1市6町任意合併協議会設立 事務局職員の辞令交付式（牡鹿町2名）</p>

年 月 日	事 項
平成15年5月16日	任意合併協議会だより第2号発行（構成市町全戸配布）
平成15年5月20日	専門部会合同会議（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 各専門部会の役割等について
平成15年5月22日	第4回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 第5回任意合併協議会における案件について
平成15年5月27日	第5回任意合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館） 報告事項 （1）分科会の構成について （2）協議会構成団体の財務諸表（比較）について 協議事項 （1）新市建設計画の策定方針（案）について （2）法定合併協議会の名称及び組織体制（案）について （3）法定合併協議会予算（案）について （4）法定合併協議会への移行時期について 合併重点支援地域の追加指定（牡鹿町分）[市町村第181号]
平成15年5月29日	分科会合同会議（場所：河北町総合センター） 案件 各分科会の役割等について
平成15年6月2日	第5回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 第6回任意合併協議会における案件について
平成15年6月5日	第6回任意合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館） 報告事項 （1）合併重点支援地域の指定（牡鹿町追加指定）について 協議事項 （1）法定協議会への移行について （2）石巻地域合併協議会の設置について （3）石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償並びに公務災害補償の取扱いについて （4）石巻地域合併協議会設置に係る協定について その他 （1）協議会だより（特集号）について
平成15年6月10日	法定合併協議会設置に係る協定書（4号委員及び事務局職員分以外）を締結 河南町6月定例議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年6月12日	第6回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 第7回任意合併協議会における案件について
平成15年6月18日	北上町6月定例議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年6月19日	第7回任意合併協議会（場所：河北町総合センター） 報告事項 （1）協定書の締結について 協議事項

年 月 日	事 項
	(1) 石巻地域合併協議会設置に係る協定（学識経験を有する者）について (2) 合併協定項目の選定（素案）について (3) 事務事業の基本的調整方針（素案）について (4) その他 ・ 法定協議会までのスケジュール（案）について ・ 第1回法定協議会提案事項（案）について その他 法定協議会資料について ・ 法定協議会小委員会構成について（先進事例） ・ 合併方式の比較について 法定合併協議会設置に係る協定書（4号委員分）を締結
平成15年6月20日	雄勝町6月定例議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年6月23日	牡鹿町6月定例議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年6月25日	任意合併協議会だより第3号発行（構成市町全戸配布）
平成15年7月7日	石巻市6月定例議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年7月15日	第7回幹事会（場所：石巻ルネッサンス館） 案件 第8回任意合併協議会における案件について
平成15年7月18日	第8回任意合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館） 報告事項 (1) 協定書の締結について 協議事項 (1) 石巻地区1市6町任意合併協議会の解散について (2) 石巻地域合併協議会設置に係る協定（事務局職員）について (3) 第1回法定協議会提案事項（案）について
平成15年7月22日	河北町7月臨時議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年7月23日	桃生町7月臨時議会で法定協議会設置議案等を可決
平成15年7月24日	法定合併協議会設置に係る協定書（事務局職員分）を締結 第8回幹事会（場所：宮城県石巻合同庁舎） 案件 第1回石巻地域合併協議会における案件について
平成15年7月25日	石巻地域合併協議会設立 法定合併協議会事務局開所式 事務局職員の辞令交付式 県1名、市6名、町各2名：計19名
平成15年8月7日	第1回法定合併協議会（場所：石巻ルネッサンス館）

報告第 2 号

石巻地域合併協議会設置に伴う協定について

石巻地域合併協議会設置に伴う協定について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会設置に伴う協定について

1 平成15年6月10日協定締結項目

(1) 規約第5条第2項に規定する委員の定数について

総定数 37名

- ・合併関係市町の長 7名
- ・合併関係市町の議長 7名
- ・合併関係市町の議会がそれぞれ推薦する議会の議員 7名
- ・合併関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 16名

(2) 規約第6条第1項に規定する会長，副会長の選任について

- ・会長 石巻市長
- ・副会長 河北町長（桃生牡鹿地方町村会会長）
石巻市議会議長
北上町議会議長（桃生牡鹿地方町村議会議長会副会長）

(3) 規約第8条第2項に規定する会長の職務を代理する副会長について

- ・河北町長（桃生牡鹿地方町村会会長）

(4) 規約第16条第1項に規定する協議会の経費の負担について

- ・収入の種類 - 合併関係市町の負担金，補助金及びその他の収入
- ・負担金 - 合併関係市町均等

(5) 規約第18条第1項に規定する監査委員（3名）について

- ・石巻市代表監査委員
- ・河北町代表監査委員
- ・桃生町代表監査委員

(6) 委員等の公務災害補償制度の適用及び経費の負担について

- ・制度適用 - 合併関係市町それぞれの制度を適用
- ・経費負担 - 合併関係市町の均等負担
- ・適用除外 - 常勤の職員の適用除外

2 平成15年6月19日協定締結項目

規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者について

（別紙協議会委員名簿のとおり）

3 平成15年7月24日協定締結項目

規約第15条第2項に規定する協議会の事務に従事する職員について

（別紙事務局職員名簿のとおり）

報告第3号

石巻地域合併協議会規約について

石巻地域合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会規約

(設置)

第1条 石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町（以下「関係市町」という。）は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき，合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は，石巻地域合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか，関係市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は，石巻市内に置く。

(組織)

第5条 協議会は，会長，副会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は，関係市町の長が協議して定める。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は，関係市町の長が協議し，次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は，非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は，次の者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の議長
- (3) 関係市町の議会がそれぞれ推薦する議会の議員
- (4) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は，非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは，会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は，会議に付すべき事項とともに，会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(委員以外の者の出席等)

第 11 条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(附属機関)

第 13 条 協議会は、特定事項を調査するため附属機関を置くことができる。

2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 14 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 15 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 16 条 協議会の経費は、関係市町で均等に負担するものとする。

2 関係市町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 18 条 協議会の出納の監査は、関係市町の監査委員のうちから、関係市町の長が協議して定めた 3 名に委嘱して行う。

2 前項の委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 19 条 協議会の会長、副会長、委員及び前条第 1 項の規定による委嘱を受けた監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成15年7月25日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第16条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

報告第4号

石巻地域合併協議会幹事会規程について

石巻地域合併協議会幹事会規程を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき、石巻地域合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、石巻地域合併協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関すること。
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 協議会を構成する市町の長が指名する職員 各1名
- (2) 協議会を構成する市町の総務、企画担当部課長等 各2名
- (3) 宮城県の職員 1名

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長1名及び副幹事長若干名を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務に関して専門的な調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

報告第5号

石巻地域合併協議会専門部会設置要綱について

石巻地域合併協議会専門部会設置要綱を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 石巻地域合併協議会幹事会規程第7条第1項の規定に基づき、石巻地域合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、石巻地域合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、石巻地域合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会とする。

2 専門部会は、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)を構成する市町の担当部課長等を委員とし、組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長1名及び副部会長若干名を置く。

2 部会長及び副部会長は、幹事長が指名する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が求めるとき又は部会長が必要と認めるときに開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第6条 第2条に規定する所掌事務に関して、専門的な調査及び検討を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第7条 幹事長は、専門部会又は分科会間において特定項目を横断的に協議又は調整の必要が生じたときには、プロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の調査及び検討の経過並びに結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、専門部会長の属する市町の担当部門及び協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月25日から施行する。

別表(第3条関係)

部 会 名
総 務 部 会
財 務 部 会
企 画 部 会
生 活 環 境 部 会
保 健 福 祉 部 会
産 業 部 会
建 設 部 会
病 院 部 会
教 育 部 会

報告第6号

石巻地域合併協議会分科会設置要領について

石巻地域合併協議会分科会設置要領を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 石巻地域合併協議会専門部会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、石巻地域合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 分科会は、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、協議会規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる分科会とする。

2 分科会は、協議会を構成する市町の担当部門の課長補佐及び担当係長又はこれらに相当する職にある者を委員とし、組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に、分科会長1名及び副分科会長若干名を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、部会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が求めるとき又は分科会長が必要と認めるときに開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の職員を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の調査及び検討の経過並びに結果について、部会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門及び協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年7月25日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	分 科 会 名			
総務部会	総 務	人 事	議 会 事 務 局	消 防 防 災
財務部会	税 務	管 務 財	財 政	出 納
企画部会	建 設 計 画	企 画 調 整	情 報 化	
生活環境部会	住 民 生 活	国 民 健 康 保 険	環 境	上 水 道
保健福祉部会	保 健	社 会 ・ 児 童 福 祉	高 齢 者 ・ 障 害 者	介 護 保 険
産業部会	農 業 委 員 会	農 林	水 産	商 工 観 光
建設部会	都 市 計 画	道 路 河 川	下 水 道	建 築 住 宅
病院部会	公 立 病 院			
教育部会	総 務 ・ 学 校	社 会 教 育	体 育 振 興	

報告第7号

石巻地域合併協議会事務局規程について

石巻地域合併協議会事務局規程を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算(案)及び決算(案)に関すること。
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) その他事務局長が特に重要であると認める事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(事務代決者)

第8条 事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指名した事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 協議会における文書の収受、配布、処理、保存その他の文書の取り扱いに関し必要な事項は、会長の属する市町の規程を準用する。

2 公用文の記号については、「石合協」とする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称，寸法及び形状は，別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管理は，事務局長が行うものとする。

(情報公開の取扱い)

第11条 協議会が保有する公文書の情報公開については，会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第12条 職員の服務及び勤務条件については，それぞれの職員が属する市町又は県の例による。

(職員の給与等)

第13条 職員の給与については，それぞれの職員が属する市町又は県が負担する。

ただし，県からの派遣職員に対する時間外勤務手当，休日勤務手当及び夜間勤務手当については協議会が支給する。

2 職員の旅費については，会長の属する市町の例により，協議会が支給する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成15年7月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議及び幹事会に関すること。 4 小委員会に関すること。 5 合併に関する資料の編さん及び調整等に関すること。 6 国及び県との連絡調整に関すること。 7 協議会の予算及び決算に関すること。 8 協議会事務の調整に関すること。 9 協議会の広報誌及びホームページに関すること。 10 合併準備の調整に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議員定数及び任期等の取扱いに関すること。 (2) 新市例規に関すること。 (3) 新市組織に関すること。 (4) 新市庁舎利用計画に関すること。 11 その他他の班に属さないこと。 12 担当専門部会（分科会） <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部会
計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 新市財政計画に関すること。 3 新市予算に関すること。 4 住民説明会及び合併に伴う住民への周知に関すること。 5 合併準備の調整に関すること。 6 担当専門部会（分科会） <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務部会（財政） (2) 企画部会（建設計画） (3) 建設部会（都市計画・道路河川）
調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併協定項目提案の取りまとめに関すること。 2 関係市町間の調整に関すること。 3 合併準備の調整に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市電算システムに関すること。 (2) 事務事業の調整に関すること。 (3) 専門部会，分科会の総括に関すること。 (4) 各種団体等の調整に関すること。 (5) 農業委員定数及び任期等の取扱いに関すること。 4 担当専門部会（分科会） <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務部会（税務・管財・出納） (2) 企画部会（企画調整・情報化） (3) 建設部会（下水道・建築住宅） (4) 生活環境部会 (5) 保健福祉部会 (6) 産業部会 (7) 病院部会 (8) 教育部会

別表第2(第10条関係)

公印の寸法及び形状
<p data-bbox="236 300 336 338">会長印</p> <div data-bbox="432 365 603 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p data-bbox="448 371 587 409">石巻地域</p><p data-bbox="448 416 587 454">合併協議会</p><p data-bbox="448 461 587 499">会長之印</p></div> <p data-bbox="336 555 663 593">(正方形 20 ミリ × 20 ミリ)</p>

報告第 8 号

石巻地域合併協議会財務規程について

石巻地域合併協議会財務規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町(以下「関係市町」という。)からの負担金、県支出金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、規約第18条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、会長の属する市町の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設立後最初の」と、読み替えるものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第9号

石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第2項の規定に基づき、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び規約第18条第1項の規定による委嘱を受けた監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額5,000円とする。ただし、協議会委員等のうち常時勤務を要する地方公務員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、会議に出席したとき、又は協議会の職務を行うために旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、旅行等が石巻広域圏内の場合には日当を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、協議会委員等のうち常時勤務を要する地方公務員には費用弁償を支給しない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(支給方法)

第4条 協議会委員等の旅費の支給については、会長の属する市町の例により行うものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

別表(第3条関係)

車 賃 (1回メ-トルにつき)	鉄道賃,バス賃 又は船賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
37円	旅 客 運 賃	3,000円	甲 14,800円 乙 13,300円

備考

- 1 車賃のうち、公用車及び借上自動車を使用した区間については、車賃を支給しない。
- 2 甲の範囲は、東京都、大阪府及び最近の国勢調査による人口20万人以上の市の地域とし、乙の範囲は、甲の範囲以外の地域とする。

報告第10号

石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程について

石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程

(設置)

第1条 石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)における業務委託等の契約の相手方となる業者を選定するため、石巻地域合併協議会業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業者の選考に関する事。
- (2) 契約の相手方となる業者の選定に関する事。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、14名以内をもって組織する。

2 委員は、石巻地域合併協議会幹事会規程第3条第2号に規定する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

報告第 1 1 号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程

(設置)

第1条 石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町（以下「関係市町」という。）の合併後の市町村建設計画案（以下「新市まちづくり計画案」という。）を策定するため，石巻地域合併協議会規約第13条の規定に基づき，石巻地域合併協議会（以下「協議会」という。）の附属機関として，石巻地域新市まちづくり計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，協議会の会長の要請に応じ，協議会における新市まちづくり計画の策定に関し，必要な調査，検討等を行い，提言する。

(組織等)

第3条 委員会は，委員40名以内で組織する。

2 委員は，次の各号に掲げる者の中から協議会の会長が委嘱する。

(1) 関係市町に住所を有する者の中から，それぞれの長が推薦する者

(2) 石巻地域合併協議会分科会設置要領第3条第2項に規定する職員

3 委員会に学識経験を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

4 アドバイザーは，協議会の会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に，委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が必要に応じて招集し，委員長がその議長となる。

2 会議は，委員の半数以上が出席しなければ，これを開くことができない。

3 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は，公開とする。

(報告)

第7条 委員長は，委員会の検討経過及び結果について，協議会の会長に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償については，石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この規程は，平成15年7月25日から施行する。

報告第12号

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

合併協定項目

基本的協議項目	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
特例法に規定されている協議項目	
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
26	新市建設計画
その他必要な協議項目	
11	特別職の職員の身分の取扱い
12	条例、規則等の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	使用料、手数料の取扱い
16	公共的団体等の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い
18	町・字の区域及び名称の取扱い
19	慣行の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	行政区の取扱い
24	電算システム事業の取扱い
25	各種事務事業の取扱い
25-1	男女共同参画事業
25-2	姉妹都市

その他必要な協議項目(つづき)	
25-3	国際交流事業
25-4	広報広聴関係事業
25-5	納税関係事業
25-6	消防防災関係事業
25-7	交通関係事業
25-8	窓口業務
25-9	保健事業
25-10	病院・診療所
25-11	障害者福祉事業
25-12	高齢者福祉事業
25-13	社会・児童福祉事業
25-14	保育事業
25-15	生活保護事業
25-16	その他の福祉事業
25-17	ごみ処理対策事業
25-18	環境・衛生関係事業
25-19	農林関係事業
25-20	水産関係事業
25-21	商工・観光関係事業
25-22	勤労者・消費者関連事業
25-23	建設関係事業
25-24	上水道事業
25-25	下水道事業
25-26	公立学校等の通学区域
25-27	学校教育事業
25-28	文化振興事業
25-29	コミュニティ施策
25-30	社会教育事業
25-31	社会福祉協議会
25-32	その他の事業

合併協定項目の内容

協議項目	内 容
基本的協議事項	
1 合併の方式	<ul style="list-style-type: none"> ・「合併の方式」には、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。 ・「新設合併」とは、合併するすべての市町（以下「関係市町」という。）を廃して、新たに一つの市（以下「新市」という。）を置く場合をいいます。このことを、「対等合併」又は「合体合併」ともいいます。 ・「編入合併」とは、一つの市又は町の行政区域に、別の市・町を加える場合をいいます。このことを「吸収合併」ともいいます。 ・合併の方式は、合併に係る事務手続きも変わることになるので、関係市町の規模、状況及びこれまでの経過等を考慮して、優先して定める必要があります。
2 合併の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・「合併の期日」については法律上の規定はありませんが、「合併特例法」の適用を受けようとするれば、平成17年3月31日が期限となります。 ・最終的に合併の効力が発生する「総務大臣の告示」がなされるまでには、住民の合意形成、「合併協議会」での様々な協議事項、あるいは関係市町の議会や県議会の議決、総務大臣による官報告示までの手続等にかかなりの期間を要するため、時期については慎重に選定する必要がありますし、住民サービス及び関係市町への事務事業の移行に支障がないように合併の期日を定める必要があります。
3 新市の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・「新市の名称」は、合併の方式によってその取扱いが異なります。 ・「新設合併」の場合は、関係市町がすべて廃されますので、新しい市の名称を決めなければなりません。 ・市の名称は、住民生活の基本となるものであり、また、住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化の継承や新たな創造に向けて重要な役割を担うもので、「合併協議会」の場で十分に協議する必要があります。 ・「編入合併」の場合は、編入する市の名前になり、通常は協定項目から除かれます。
4 新市の事務所の位置 (市役所の位置)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設合併」の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。 ・位置を定めるに当たっては、「地方自治法」で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされています。 ・「編入合併」の場合は、通常は編入する市の事務所の位置となり、協定項目から除かれます。
5 財産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に当たっては、関係市町が持っていた財産（不動産・動産・有価証券・物品・債権・基金等）は、債務も含めてすべて新市に引き継ぐことが原則的な考えです。
合併特例法に規定されている協議項目	
6 地域審議会の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域審議会」は、旧関係市町の区域ごとに設けられ、合併市町の施策に関して合併市町の長から諮問を受け、または必要に応じて長に意見を述べるができる附属機関として設置できることとされています。 ・「地域審議会」を設置する場合は、これを組織する構成員の定数、任期、任免等の組織や運営に関する事項を協議して定める必要があります。
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設合併」の場合、関係市町の議会の議員はすべてその身分を失うことになるのが原則ですが、旧関係市町の住民の意見を合併後の行政に反映させ、「市町建設計画」の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図るなどの趣旨から、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否かは、「合併協議会」で協議する必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"> • 一般原則及び特例措置の内容については、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 一般原則 <p>「地方自治法」第7条第6項の新市の設置の日から50日以内に、「地方自治法」の規定に基づき、新市の人口により算出された定数（7市町の場合34人）によって新市の議会の議員の選挙を行う。</p> 定数特例制度 <p>新市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、「地方自治法」に基づく定数の2倍までの議員（7市町の場合68人）を置くことができます。</p> 在任特例制度 <p>合併関係市町の議会の議員は、最長2年間、新市の議員として在任できます。</p> • 「編入合併」の場合の一般原則及び特例措置の内容については、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 一般原則 <p>編入する市の議会の議員は在任し、編入される議会の議員は失職します。合併による人口増の場合は増員選挙を行います。</p> 定数特例制度 <p>増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とすることができます。</p> 在任特例制度 <p>編入される議会の議員は、編入する市の議会の残任期間だけ在任することができます。さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができます。</p>
<p>8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「新設合併」の場合は、関係市町の全委員が、「編入合併」の場合は、編入される市町の全委員が身分を失うことになります。 • ただし、「合併特例法」では、合併後一定期間に限り、委員定数や任期に関する特例措置があります。
<p>9 地方税の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 関係市町間に、地方税の賦課に関して、税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。 • 賦課に関し著しく不均衡のある場合は、合併後直ちに、新市の全区域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に均衡を欠くこととなることもあることから、「合併特例法」では、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間に限り、その均衡を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。」こととされています。 • 合併後、不均一課税をするか否か、また、不均一課税をする場合は、その税目や実施期間等について「合併協議会」で協議する必要があります。
<p>10 一般職の職員の身分の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 合併が行われたときは、一般職の職員は失職することになります。 • こうした不合理を避けるため、「合併特例法」では、関係市町は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められており、「合併協議会」において、関係市町の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の取決めを行うことが必要になります。 • また、「合併特例法」には、新市は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関し、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定められており、「新設合併」の場合には、合併関係市町の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、合併の前と後で不均衡の生じないように取り決めておくことが必要です。

26 新市建設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「新市建設計画」は、合併によってできる新しい市の将来像やまちづくりの方針を明らかにするものです。また、計画に位置づけられる一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられ、それらの制度を活用して、新市のまちづくりをより円滑に効果的に推進することが可能となります。 ・「合併特例法」第5条第1項において、計画に定める事項は次のとおり規定されております。 <ul style="list-style-type: none"> 合併市町の建設の基本方針 合併市町の建設の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の統合整備に関する事項 合併市町の財政計画
その他必要な協議項目	
11 特別職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「市長」「助役」「収入役」及び「各種委員会」等の特別職の職員は、「新設合併」の場合、すべて身分を失い、「新市」で新たに選挙、選任されることとなります。 ・ただし、過去の合併市の例によると、身分を失った特別職の職員を当分の間、新市の顧問や参与といった形で特別職とする場合もあり、こうした特別職の職員をどのように処遇するかについて、「合併協議会」で協議する必要があります。 ・「編入合併」の場合は、編入する市の特別職は在任し、編入される町の特別職は全員失職します。
12 条例、規則等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設合併」の場合、関係市町が消滅するので、関係市町で施行されていた条例・規則はすべて失効し、新市の条例・規則が施行されることとなります。 ・ただし、新市の条例・規則が施行されるまでの間は、「新市の長の職務執行者」は、従来その地域に施行されていた条例、規則を当該地域に引き続き施行することができます。また、「新市の長の職務執行者」は、必要と認めるときは、新しい条例を専決処分により制定して施行することもできます。 ・いずれにしても、「合併協議会」において、合併後、どのような条例、規則を暫定的に適用するのか、あるいは「新市の長の職務執行者」の専決処分によってどのような条例を制定するかなど、十分に協議する必要があります。 ・「編入合併」の場合は、編入する市の条例・規則を適用することになり、編入される町の条例・規則はすべて失効します。
13 事務組織及び機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設合併」の場合は、合併前の市町の組織や機構は法的には消滅することから、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置する必要があります。 ・新市の組織や機構は、条例・規則が施行されるまでの間は、「新市の長の職務執行者」のもとで行われることとなりますが、その内容については、関係市町の協議によってあらかじめ決定しておき、合併後の事務処理に支障のないよう準備を進めておくことが必要です。
14 一部事務組合等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「一部事務組合」の構成団体のうち1団体以外の全ての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合、「一部事務組合」は当該合併により当然に解散とされていましたが、関係地方公共団体(一部事務組合を構成するすべての市町と、それらとのすべての合併関係市町)の協議による規約の変更等によって、合併後も当該一部事務組合を存続させることができるようになりました。 ・この取扱いをどのようにしていくか「合併協議会」で協議し、「一部事務組合」の現在の構成市町とも協議する必要があります。
15 使用料、手数料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町で、各種施設使用料・証明手数料など、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議し、住民間の負担の公平性を確保し、住民に不利益にならないようにする必要があります。

16 公共的団体等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「合併特例法」では、公共的団体等は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するためその統合整備を図るよう努めなければならないとされています。 ・従って、できる限り公共的団体の統合がされるよう「合併協議会」において検討しておくことが適当と考えられます。 																																		
17 補助金、交付金等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町が、従来実施してきた補助金及び交付金等の経緯や実情を踏まえ、必要性や合併市町の財政状況に配慮しつつ、その取扱いについて協議する必要があります。 																																		
18 町、字の区域及び名称の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・町・字の区域及び名称については、地域の歴史や文化がしみ込んでおり、住民にとって愛着が深いものであることから、合併しても一般的には、従来どおり存続させる場合が多いようです。 ・なお、同一又は類似する町・字名については、十分に協議する必要があります。 																																		
19 慣行の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・市町民憲章、市町の木・花・鳥、各種宣言、祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがありますので、これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取扱いを協議する必要があります。 																																		
20 国民健康保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民健康保険事業」は、市町が保険者となり住民から保険税を徴収し運営していますが、運営状況が異なるため、負担割合も異なっています。 ・このようなことから、地方税の取扱いと同様に、不均一賦課とすることもできますが、当該制度の趣旨から、できる限り早く統一していくことが適当であり、「合併協議会」で協議する必要があります。 																																		
21 介護保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険事業」は、制度の中で保険料や納期が異なっている場合があり、早期に一体性の確保に努める必要があります。 																																		
22 消防団の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団は、合併時に統合することが適当であると考えられますが、関係市町間で、組織構成や団員の身分等の取扱いについて協議する必要があります。 																																		
23 行政区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と住民を結ぶ行政区長会等のあり方について協議する必要があります。 																																		
24 電算システム事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町の各種電算システムについては、地域性や業務量等によって異なっており、住民サービスの維持・向上を前提に、既存システムの統合や新システムの構築について協議する必要があります。 																																		
25 各種事務事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほかにも、福祉・保健衛生・建設・産業・教育・文化等、あらゆる分野の住民負担や行政サービスがありますが、関係市町で異なっているものが多く調整が必要となります。これらは、住民生活に直接大きな影響を及ぼすものもことから、当合併関係市町と関わりが深いと考えられる下記項目について、協定項目として選定しています。 																																		
<table border="0"> <tr> <td>(1) 男女共同参画事業</td> <td>(12) 高齢者福祉事業</td> <td>(23) 建設関係事業</td> </tr> <tr> <td>(2) 姉妹都市</td> <td>(13) 社会・児童福祉事業</td> <td>(24) 上水道事業</td> </tr> <tr> <td>(3) 国際交流事業</td> <td>(14) 保育事業</td> <td>(25) 下水道事業</td> </tr> <tr> <td>(4) 広報広聴関係事業</td> <td>(15) 生活保護事業</td> <td>(26) 公立学校等の通学区域</td> </tr> <tr> <td>(5) 納税関係事業</td> <td>(16) その他の福祉事業</td> <td>(27) 学校教育事業</td> </tr> <tr> <td>(6) 消防防災関係事業</td> <td>(17) ごみ処理対策事業</td> <td>(28) 文化振興事業</td> </tr> <tr> <td>(7) 交通関係事業</td> <td>(18) 環境・衛生関係事業</td> <td>(29) コミュニティ施策</td> </tr> <tr> <td>(8) 窓口業務</td> <td>(19) 農林関係事業</td> <td>(30) 社会教育事業</td> </tr> <tr> <td>(9) 保健事業</td> <td>(20) 水産関係事業</td> <td>(31) 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(10) 病院・診療所</td> <td>(21) 商工・観光事業</td> <td>(32) その他の事業</td> </tr> <tr> <td>(11) 障害者福祉事業</td> <td>(22) 勤労者・消費者関連事業</td> <td></td> </tr> </table>			(1) 男女共同参画事業	(12) 高齢者福祉事業	(23) 建設関係事業	(2) 姉妹都市	(13) 社会・児童福祉事業	(24) 上水道事業	(3) 国際交流事業	(14) 保育事業	(25) 下水道事業	(4) 広報広聴関係事業	(15) 生活保護事業	(26) 公立学校等の通学区域	(5) 納税関係事業	(16) その他の福祉事業	(27) 学校教育事業	(6) 消防防災関係事業	(17) ごみ処理対策事業	(28) 文化振興事業	(7) 交通関係事業	(18) 環境・衛生関係事業	(29) コミュニティ施策	(8) 窓口業務	(19) 農林関係事業	(30) 社会教育事業	(9) 保健事業	(20) 水産関係事業	(31) 社会福祉協議会	(10) 病院・診療所	(21) 商工・観光事業	(32) その他の事業	(11) 障害者福祉事業	(22) 勤労者・消費者関連事業	
(1) 男女共同参画事業	(12) 高齢者福祉事業	(23) 建設関係事業																																	
(2) 姉妹都市	(13) 社会・児童福祉事業	(24) 上水道事業																																	
(3) 国際交流事業	(14) 保育事業	(25) 下水道事業																																	
(4) 広報広聴関係事業	(15) 生活保護事業	(26) 公立学校等の通学区域																																	
(5) 納税関係事業	(16) その他の福祉事業	(27) 学校教育事業																																	
(6) 消防防災関係事業	(17) ごみ処理対策事業	(28) 文化振興事業																																	
(7) 交通関係事業	(18) 環境・衛生関係事業	(29) コミュニティ施策																																	
(8) 窓口業務	(19) 農林関係事業	(30) 社会教育事業																																	
(9) 保健事業	(20) 水産関係事業	(31) 社会福祉協議会																																	
(10) 病院・診療所	(21) 商工・観光事業	(32) その他の事業																																	
(11) 障害者福祉事業	(22) 勤労者・消費者関連事業																																		

報告第13号

事務事業の基本的調整方針について

事務事業の基本的調整方針を別紙のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

事務事業の基本的調整方針

1 基本的な考え方

事務事業の調整においては、1市6町が現在行っている全ての事務事業について、その現状を踏まえつつ、新市においてどのように事務事業を進めていくのかを検討しなければなりません。特に合併の効果をもどくように実現するか、また、懸念される事項をどのように解消するかが最も重要な課題と考えられます。

また、健全な財政運営と行政改革を推進するとともに、住民負担の公平の原則に立ち、地域の特性に配慮しながら、新市における速やかな一体性の確保や住民福祉の向上を目指すことが重要です。

関係市町の行政運営が、長い歴史の中で営まれてきたことを考えれば、行政サービスの格差や制度の違い等があり、その調整如何によっては住民生活に大きな影響を与えることが考えられます。そのため、現在実施している事務事業、制度等の比較検討を行い、以下の調整方針の下に事務事業のすり合わせ(調整)を行っていきます。

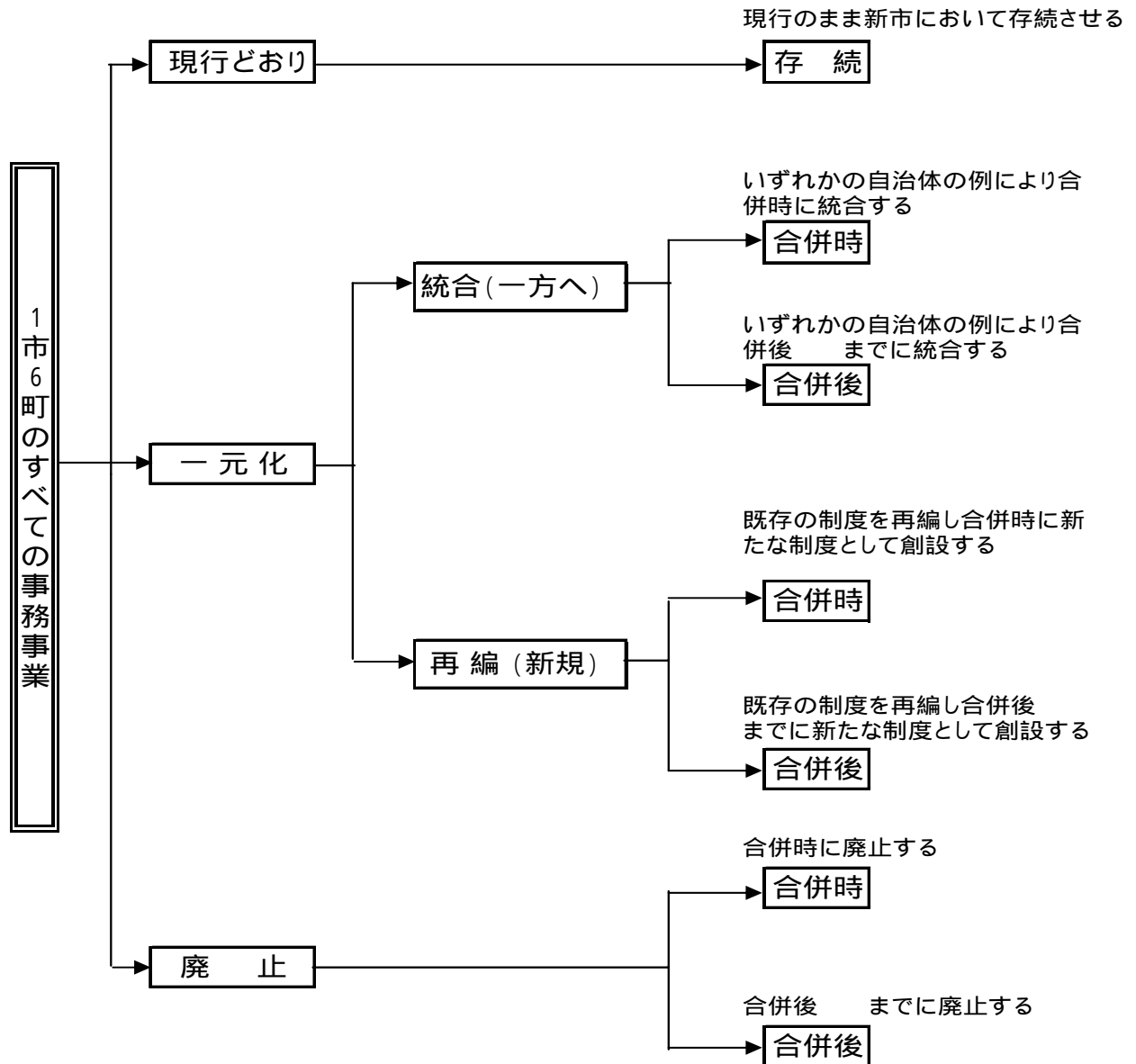
事務事業の基本的調整方針

事務事業を調整するにあたっては、次の基本的な方針に基づくものとする。

1. 地域特性に配慮しながら、地域の一体的な発展に努める(地域特性配慮の原則) 各地域の歴史、文化等に配慮しながら、広い視点でまちづくりを考え、地域の一体的な発展に努める。
2. 住民生活の視点に立ち、速やかな一体性の確保に努める(一体性確保の原則) 住民票、各種証明書等の発行や各種申請手続き、保健・福祉サービス、施設の利用など住民生活に係る事項について、住民の視点を大切にしながら、速やかな一体性の確保に努める。
3. 住民サービス及び住民福祉の向上に努める(住民福祉向上の原則) 現在、各市町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、サービス水準をできるだけ低下させないことを原則に調整に努める。
4. 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める(負担公平の原則) 地方税や使用料・手数料等住民が直接負担するものについては、具体的な試算をした上で負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう配慮し、住民の理解が得られる内容とするよう努める。
5. 新市の健全財政に努める(健全財政運営の原則) 効率的な行政運営に努め、限られた財源を効果的に活用し、以って新市の健全財政に努める。
6. 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める(行政改革推進の原則) 事務事業のすり合せにおいて、行政改革の観点から見直すべきものは見直し、行政改革を推進する。
7. その他調整上の留意点 ・合併時又は合併翌年度に制度の統一をすることを基本とするが、統一が難しい課題については時間をかけて調整する。 ・調整内容が定まらないものでも、なるべく基本的な方針や方向性を示すように努める。

2. 事務事業調整の分類

事務事業の調整は、おおむね次の分類によるものとする。



備考 から までは調整方針の例です。

報告第 1 4 号

石巻地域新市建設計画（まちづくり計画）策定方針について

石巻地域新市建設計画（まちづくり計画）策定方針を別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域新市建設計画(まちづくり計画)策定方針

1. 計画策定の趣旨

日常生活の広域化や行政ニーズの多様化・高度化，少子・高齢化の進行，分権型社会の到来，市町村の厳しい財政状況など，自治体を取り巻く環境変化の中で，地方自治のあり方が転換期を迎えています。

このような認識から，石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の1市6町(以下「1市6町」といいます。)は，将来にわたる地域の持続的な発展を確保する方策として，市町村合併を検討しています。

新市建設計画は，合併によってできる新しい市の将来像やまちづくりの方針を地域の皆さんと共に考え，明らかにするものであり，新市建設計画に位置づけられる一定のソフト・ハード施策については，合併特例債等の財政支援措置が講じられ，それらの制度を活用して，新市のまちづくりをより円滑に，効果的に推進することも可能となります。

2. 市町総合計画，新市総合計画や県事業との位置づけ

(1) 市町総合計画との新市建設計画の整合性

1市6町において，地方自治法に基づき策定される基本構想を中心とする総合計画との整合性を図ることを基本とし，具体的施策については，合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について整理します。

(2) 新市総合計画と新市建設計画の関係

新市の総合計画は，地方自治法に基づき，合併後速やかに策定されるものであり，新市建設計画を包含した計画として策定します。

(3) 県が実施する新市の根幹となるべき事業等の調整

県が実施する新市の根幹となるべき事業については，県と十分に調整して策定します。

3. 計画の範囲

計画の範囲は，1市6町とします。

4. 計画の期間

計画の期間は，合併年度と次年度以降10か年とします。

5. 計画の内容

この計画は，次の基本的項目を中心として構成します。

(1) 序論(合併の必要性，計画策定の方針)

(2) 合併市町の概況(位置・地勢，気候，面積，人口・世帯，産業等)

- (3) 主要指標の見通し(人口，世帯，就業人口，生産額等)
- (4) 新市のまちづくりの基本方針(新市の将来像，まちづくりの方向，土地利用構想等)
- (5) 新市のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項
- (6) 公共的施設の総合整備に関する事項
- (7) 新市の財政計画

6．計画策定上の留意事項

この計画は，単にハード面の整備だけでなく，ソフト面にも配慮した計画とし，名称を新市まちづくり計画とすること。

計画の内容が実現困難なものとなったり，単に構成市町の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく，真に新市の建設に資する事業を選び，合理的で健全な行政運営に裏付けられた着実な計画とすること。

旧市町意識を早期に解消し，新市のまちづくりを進めるための基盤を確立すること

新市建設計画の実施を通して，地域全体のレベルアップを実現し，地域住民の生活水準・文化水準を高めるといふ役割を担っているとともに，あわせて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

一般的に言われる「周辺部が寂れる」あるいは「行政区域が拡大することによって行き届いた行政サービスが受けられなくなる」ことが懸念される場合は，その地域の整備の方策を明らかに示すこと。

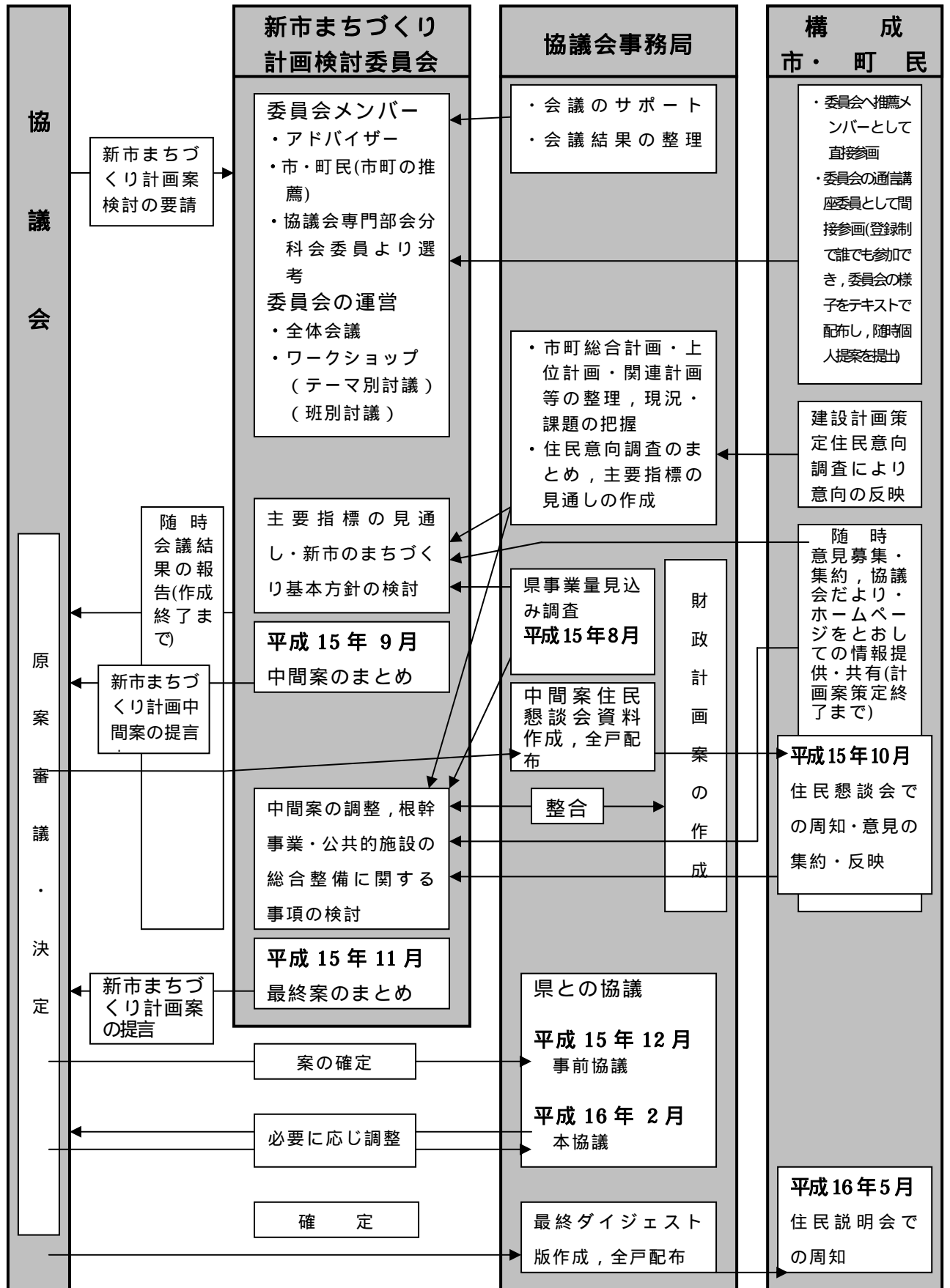
合併による効果と市・町民の満足度を高めていくため，様々な生活感覚や豊かな経験をもつ市・町民の幅広い参加により，新市のまちづくり計画に市・町民の意見や思いを多元的に反映させるとともに，市・町民，構成市町職員，専門家等の様々な知識・技術を持った人々の計画づくりへの参加により，多様な知恵の総結集を図ることを基本に策定すること。

7．計画の策定方法，スケジュール

構成市町の市・町民への積極的な情報公開・情報共有の基に，市・町民，構成市町職員，専門家が一体となったパートナーシップによる計画の策定を行うこととし，具体的には別表のとおりとします。

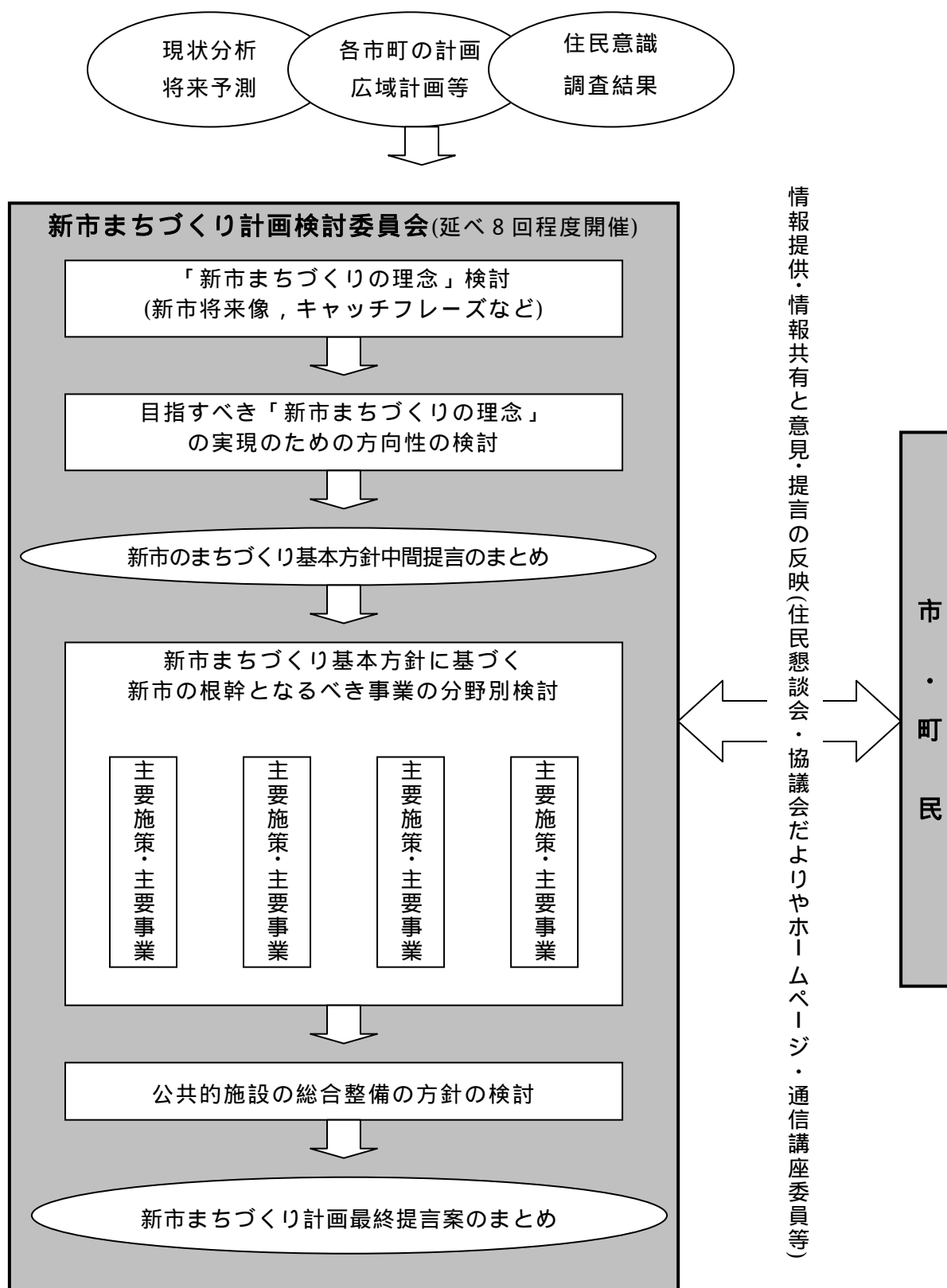
別表 その1

石巻地域新市建設計画(まちづくり計画)策定方法，スケジュール



別表 その2

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会の検討プロセス



この表は、新市まちづくり計画検討委員会の検討プロセスを表したものであり、協議会への報告・答申、協議会(専門部会・分科会含む。)での検討・審議・決定については省略してあります。

平成15年度石巻地域合併協議会予算について

平成15年7月25日に石巻地域合併協議会を設置したことに伴い、協議会の平成15年度予算について、下記のとおり報告する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

記

平成15年度 石巻地域合併協議会 予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	予算額	節		説明
				区分	金額	
1 負担金			49,000			
	1 負担金	1 負担金	49,000	1 市町負担金	49,000	合併協議会負担金 石巻市 7,000 河北町 7,000 雄勝町 7,000 河南町 7,000 桃生町 7,000 北上町 7,000 牡鹿町 7,000
2 県支出金			10,000			
	1 県補助金	1 県補助金	10,000	1 県補助金	10,000	みやぎ新しいまち・ 未来づくり交付金
4 諸収入			1,448			
	1 諸収入	1 諸収入	1,448	1 諸収入	1,448	任意合併協議会から の剰余金等
歳入合計			60,448			

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	節		説 明			
				区 分	金 額				
1 運 営 費	1 会 議 費	1 会 議 費	7,946	1 報 酬	3,810	協議会委員等報酬			
				9 旅 費	2,067	費用弁償			
				11 需 用 費	277	消耗品費 210 食糧費 67			
				13 委 託 料	1,575	会議録作成委託料			
				14 使用料及 び賃借料	217	会場借上料			
	2 事 務 費	1 事 務 費	11,541	3 職 員 手 当 等	540	時間外勤務手当			
				9 旅 費	275	普通旅費			
				11 需 用 費	6,041	消耗品費 3,400 燃 料 費 205 食 糧 費 29 印刷製本費 2,200 光熱水費 207			
				12 役 務 費	837	通信運搬費 606 手 数 料 231			
				13 委 託 料	630	電子掲示板作成			
				14 使用料及 び賃借料	3,118	事 務 所 事務機器 公 用 車 中 型 バ ス 私 用 車			
				18 備品購入費	100				
				2 事 業 費		38,674			
				1 事 業 推 進 費	1 事 業 推 進 費	38,674	8 報 償 費	1,440	新市まちづくり計画検討委員等謝礼金
9 旅 費	471	費用弁償							
11 需 用 費	11,455	消耗品費 208 食 糧 費 68 印刷製本費 11,179							
12 役 務 費	108	通信運搬費 95 保 險 料 13							
13 委 託 料	25,200	新市まちづくり計画策定支援 情報システム統合支援 例 規 一 元 化 等							
3 予 備 費			2,287						
	1 予 備 費	1 予 備 費	2,287						
歳 出 合 計			60,448						

議案第 1 号

石巻地域合併協議会会議運営規程（案）について

石巻地域合併協議会会議運営規程（案）を別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会会議運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を非公開とするときには、協議会の会長(以下「議長」という。)は、出席した委員の半数以上の者の賛同があるときは、これを公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(会議の進行)

第5条 会議における議事の決定は、全会一致によることを原則とする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議項目
- (4) 会議の全内容
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

(規律)

第9条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月7日から施行する。

議案第 2 号

石巻地域合併協議会会議傍聴要綱（案）について

石巻地域合併協議会会議傍聴要綱（案）を別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、石巻地域合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、石巻地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続き）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式第1号）に住所、氏名を自署しなければならない。

（会場に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影又は録音することについて、協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者は除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 小学生以下は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源は切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真, 映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は, 傍聴席において写真, 映画等を撮影し, 又は録音等をしてはならない。ただし, 特に会長の許可を得た場合は, この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は, すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は, 会議を公開しない決定があったときは, 速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは, 会長はこれを制止し, その指示に従わないときは, これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか, 傍聴に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は, 平成15年8月7日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

石巻地域合併協議会会議傍聴受付簿

会議名 ()

受付番号	住	所	氏	名

議案第3号

平成15年度石巻地域合併協議会事業計画（案）について

平成15年度石巻地域合併協議会事業計画（案）を別紙のとおり提案する。

平成15年8月7日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年度 石巻地域合併協議会 事業計画（案）

1 会議等の開催

(1) 協議会の開催

月に1～2回程度の協議会を開催し、合併協定項目の協議及び合併に関するあらゆる協議・調整を行う。（別表日程案のとおり）

(2) 小委員会の開催

協議会での決定に基づき必要に応じて小委員会を設置し、協議会での担任事務の一部について調査・審議を行う。

(3) 幹事会の開催

月に1～2回程度の幹事会を開催し、協議会に提案する事項等について事前協議及び調整を行う。

(4) 先進地視察研修の実施

合併協議の参考とするため、合併の先進地への視察研修を実施する。

2 新市建設計画の策定

(1) 新市建設計画の作成

新市建設計画（まちづくり計画）の策定方針に基づき、各市町の既存の総合計画、地域の特性、住民意向などを踏まえ、新市建設の基本方針、新市の根幹となるべき事業に関する事項（施策の方向）、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等を内容とする新市建設計画を策定する。

(2) 新市まちづくり計画検討委員会の開催

構成団体の市民・町民、職員及び専門家が一体となったパートナーシップによる新市建設計画の策定を図るため、新市まちづくり計画検討委員会を開催し、新市建設計画に関し必要な調査・検討を行い、協議会に提言する。

(3) 宮城県等の関係機関との調整・協議

宮城県が実施する事業の調整や新市建設計画案等について、宮城県等の関係機関との事前調整や協議を行う。

(4) 住民意向の把握

住民懇談会の開催

新市建設計画の策定に当たり、地域住民の意向を計画に反映させるため、住民懇談会を開催し、中間案を周知するとともに、意見を聴取する。

新市建設計画ダイジェスト版の作成

地域住民への計画内容を周知するため、中間案及び最終計画のダイジェスト版を作成し、配付する。

3 事務事業等の一元化

(1) 相違事項の整理及び調整案の作成

事務事業等の一元化を図るため、事務事業の現況及び課題等を整理し、幹事会及び各専門部会（分科会）の協議により調整案を作成する。

(2) 例規の調整

事務事業等の一元化調整に合わせ、条例や規則等の例規立案の準備を行う。

(3) 電算システムの統合

各市町の電算システム及びネットワーク等の現況調査に基づき、システムの統合に向けた基本方針を策定し、統合の準備を行う。

4 住民への情報提供

(1) 協議会だより等の発行

協議会だよりを定期的に発行し、協議会の内容や合併に関する情報等について、住民への情報提供を行う。

(2) 協議会ホームページの開設

インターネットのホームページを開設し、協議会の内容や協議の進行状況等の情報をタイムリーに提供するとともに、合併に関する意見等の募集を併せて行う。

協議会開催日（予定）等年間スケジュール

開催予定日	会 議 内 容
平成15年 8月 7日(木)	第1回合併協議会 (規約・規程・合併協定項目・事務事業調整方針・建設計画策定方針・予算等の報告, 事業計画・協定項目の協議ほか)
8月28日(木)	第2回合併協議会 (基本項目・特例法関係の協定項目の協議, 新市まちづくり計画検討委員会の報告ほか)
9月25日(木)	第3回合併協議会 (基本項目・特例法関係の項目・その他の協定項目の協議ほか)
10月 9日(木)	第4回合併協議会 (基本項目・特例法関係の項目・その他の協定項目の協議ほか)
10月23日(木)	第5回合併協議会 (各協定項目の協議, 新市建設計画中間案の協議ほか)
11月13日(木)	第6回合併協議会 (各協定項目の協議ほか)
11月27日(木)	第7回合併協議会 (各協定項目の協議ほか)
12月11日(木)	第8回合併協議会 (各協定項目の協議, 新市建設計画の協議ほか)
平成16年 1月22日(木)	第9回合併協議会 (各協定項目の協議ほか)
2月12日(木)	第10回合併協議会 (各協定項目の協議ほか)
2月26日(木)	第11回合併協議会 (各協定項目の協議ほか)
3月11日(木)	第12回合併協議会 (各協定項目の協議, 新市建設計画最終提案の協議ほか)

小委員会の設置については、必要に応じて立上げ、審議することとする。

協定項目の提案計画

<p>第1回合併協議会提案（8月7日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 合併の方式 (2) 合併の期日 <p>第2回合併協議会提案（8月28日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 新市の名称 (4) 新市の事務所の位置 (7) 議会議員の定数及び任期の取扱い (8) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い (11) 特別職の職員の身分の取扱い (19) 慣行の取扱い (24) 電算システム事業の取扱い <p>第3回合併協議会提案（9月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (6) 地域審議会の取扱い (9) 地方税の取扱い (10) 一般職の職員の身分の取扱い (13) 事務組織及び機構の取扱い (14) 一部事務組合等の取扱い (18) 町・字の区域及び名称の取扱い (25-2) 姉妹都市 (25-3) 国際交流事業 <p>第4回合併協議会提案（10月9日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 財産の取扱い (12) 条例・規則等の取扱い (20) 国民健康保険事業の取扱い (21) 介護保険事業の取扱い (22) 消防団の取扱い (23) 行政区の取扱い (25-1) 男女共同参画事業 (25-4) 広報広聴関係事業 <p>第5回合併協議会提案（10月23日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (25-8) 窓口事業 (25-10) 病院・診療所 (25-15) 生活保護事業 (26) 新市建設計画(中間案) 	<p>第6回合併協議会提案（11月13日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (25-5) 納税関係事業 (25-6) 消防防災関係事業 (25-7) 交通関係事業 (25-22) 勤労者・消費者関連事業 (25-29) コミュニティ施策 <p>第7回合併協議会提案（11月27日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (25-9) 保健事業 (25-11) 障害者福祉事業 (25-12) 高齢者福祉事業 (25-13) 社会・児童福祉事業 (25-17) ごみ処理対策事業 (25-18) 環境・衛生関係事業 (25-19) 農林関係事業 (25-20) 水産関係事業 (25-21) 商工・観光事業 (25-23) 建設関係事業 (25-24) 上水道事業 (25-25) 下水道事業 <p>第8回合併協議会提案（12月11日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (15) 使用料・手数料の取扱い (16) 公共的団体等の取扱い (17) 補助金・交付金等の取扱い (25-14) 保育事業 (25-16) その他の福祉事業 (25-26) 公立学校等の通学区域 (25-27) 学校教育事業 (25-28) 文化振興事業 (25-30) 社会教育事業 (25-31) 社会福祉協議会 (25-32) その他の事業 <p>第12回合併協議会提案（3月11日）</p> <ul style="list-style-type: none"> (26) 新市建設計画(最終案)
--	--

各項目の提案日については、調整作業の進捗状況によって変更になる場合があります。

協議第 1 号

合併の方式（協定項目 1）について

合併の方式について，協議を求める。

平成 15 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	合併の方式（協定項目 1）
調整方針	

平成 年 月 日（確認・継続協議）

合併の方式について

1 方式の違い

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	1市6町の区域の全部をもって市を置くことで市町の数減少を伴うもの	6町の区域の全部を1市へ編入することで、町の数減少を伴うもの
市町の法人格	1市6町の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市の法人格が発生する。	編入する市の法人格はそのまま存続し、編入される6町の法人格は合併と同時に消滅する。
首長の身分	1市6町の法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市による選挙で選任される。	編入する市の首長の身分に変更はなく、編入される6町の首長はその身分を失う。
議会議員の身分	原則的としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	首長と同様に編入する市の議員の身分に変更はなく、編入される6町の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。
一般職の職員の身分	1市6町の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市に身分が引き継がれる。	編入される6町の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、編入する市に身分が引き継がれる。
特別職の取扱い	1市6町の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新市長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市の特別職は身分に変更なく、編入される6町の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	1市6町の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される6町の条例・規則は失効し、基本的には編入する市の条例・規則に統一される。 協議により、合併に伴う必要な改正を行うことができる。
建設計画	1市6町全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される6町の区域についての建設計画を作成する必要がある。

2 「新設合併」と「編入合併」の相違点

分類	新設合併	編入合併
新市の名称	1市6町が廃されるため、新たな名称を定める。	編入をする市の名称となる。
事務所の位置	1市6町すべての地域から住民の利便性を考慮して決定。	編入する市の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	1市6町から引き継ぐ。	編入する市が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行う。任期は選挙の日から4年。 <p>特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の協議により次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) 1市6町の議会の議員で当該合併市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度) 	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 編入をする市の議員は、そのまま在任し、編入される6町の議員はその身分を失う。(ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入をする市の議員の残任期間。 <p>特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の協議により次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 編入をする市の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市の議会の議員の定数を増加し、編入される6町の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) 編入される6町の議会の議員で当該合併市の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度)なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p>特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の協議により次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 合併市に1つの委員会を置くこととする場合 <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の委員(選挙による委員)のうち、合併市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10 	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 編入をする市の委員は、そのまま在任し、編入される6町の委員はその身分を失う。 <p>特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市6町の協議により次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 合併市に1つの委員会を置くこととする場合 <ul style="list-style-type: none"> 編入される6町の委員(選挙による委員)のうち、合併市の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人まで

	<p>人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。</p> <p>1市6町の委員会を存続する場合 1市6町の委員が引き続き委員となる。</p> <p>合併市に2つ以上の委員会を置くこととする場合 1市6町の委員（選挙による委員）のうち、合併市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、委員として1年以内の間在任できる。</p>	<p>の範囲で編入する市の委員の残任期間在任できる。</p> <p>1市6町の委員会を存続する場合 1市6町の委員が引き続き委員となる。</p> <p>合併市に2つ以上の委員会を置くこととする場合 1市6町の委員（選挙による委員）のうち、合併市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、委員として1年以内の間在任できる。</p>
一般職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き合併市の職員として身分を保有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市の職員は残任し、編入される6町の職員は、編入する市の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・1市6町の特別職はその身分を失う。なお、合併市の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編入をする市の特別職は身分に変動はないが、編入される6町の特別職はその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・1市6町の条例・規則等はすべて失効し、新たに制定することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編入される6町の条例・規則等は失効し、編入する市の条例・規則等に統一される。協議により、合併に伴う必要な改正を行うことができる。
建設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・1市6町全域に係る建設計画を作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも、編入される6町の区域についての建設計画を作成する必要がある。

先進事例（平成11年～平成15年4月1日）

〔新設合併〕

都道府県名	新市町村名	合併年月日	旧市町村名
兵庫県	篠山市	H11. 4. 1	篠山町，西紀町，丹南町，今田町
東京都	西東京市	H13. 1.21	田無市，保谷市
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市，大宮市，与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町，大川町，志度町，寒川町，長尾町
沖縄県	久米島町	H14. 4. 1	仲里村，具志川村
山梨県	南部町	H15. 3. 1	南部町，富沢町
群馬県	神流町	H15. 4. 1	万場町，中里村
山梨県	南アルプス市	H15. 4. 1	八田村，白根町，芦安村，若草町，櫛形町，甲西町
岐阜県	山県市	H15. 4. 1	高富町，伊自良村，美山町
静岡県	静岡市	H15. 4. 1	静岡市，清水市
広島県	大崎上島市	H15. 4. 1	大崎町，東野町，木江町
香川県	東かがわ市	H15. 4. 1	白鳥町，大内町
熊本県	あさぎり町	H15. 4. 1	上村，免田町，岡原村，須恵村，深田村
福岡県	宗像市	H15. 4. 1	宗像市，玄海町
宮城県	加美町	H15. 4. 1	中新田町，小野田町，宮崎町

〔編入合併〕

都道府県名	新市町村名	合併年月日	旧市町村名
新潟県	新潟市	H13. 1. 1	新潟市，黒埼町
茨城県	潮来市	H13. 4. 1	潮来町，牛堀町
岩手県	大船渡市	H13.11.15	大船渡市，三陸町
茨城県	つくば市	H14.11. 1	つくば市，荃崎町
広島県	福山市	H15. 2. 3	福山市，内海町，新市町
広島県	廿日市市	H15. 3. 1	廿日市市，佐伯町，吉和村
広島県	呉市	H15. 4. 1	呉市，下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	H15. 4. 1	新居浜市，別子山村

新設合併の例

(抽出条件) 法定協議会 構成市町村の人口が10万人以上 枠組みが(1市+町村)で、6月28日現在合併方式を決定済み

(人口はH12国勢調査人口)

都道府県名	NO.	協議会名称	市町村数	市名	合計人口(a)	市の人口(b)	人口比率(b/a)	備考
山形県	1	庄内南部地区合併協議会	7	鶴岡市	155,425	100,628	64.7%	
	2	庄内北部地域合併協議会	5	酒田市	139,651	101,311	72.5%	
茨城県	3	古河市・総和町・三和町合併協議会	3	古河市	146,452	58,727	40.1%	
	4	石岡市・美野里町・玉里村・八郷町合併協議会	4	石岡市	117,024	52,568	44.9%	
栃木県	5	佐野市・田沼町・葛生町合併協議会	3	佐野市	125,671	83,414	66.4%	
	6	黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会	3	黒磯市	110,828	58,783	53.0%	
埼玉県	7	熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会	4	熊谷市	206,446	156,216	75.7%	
	8	春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会	4	春日部市	323,453	203,375	62.9%	
	9	深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会	5	深谷市	184,286	103,534	56.2%	
	10	久喜市・鷲宮町合併協議会	2	久喜市	106,703	72,654	68.1%	
千葉県	11	館山・安房9市町村合併協議会	9	館山市	109,089	51,412	47.1%	
	12	山武地域合併協議会	6	東金市	140,485	59,605	42.4%	
富山県	13	富山地域合併協議会	7	富山市	420,084	325,700	77.5%	
石川県	14	松任・石川広域合併協議会	8	松任市	106,977	65,370	61.1%	
岐阜県	15	西濃圏域合併協議会	10	大垣市	301,917	150,246	49.8%	
静岡県	16	磐南5市町村合併協議会	5	磐田市	166,002	86,717	52.2%	
愛知県	17	豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会	5	豊川市	176,698	117,327	66.4%	
三重県	18	松阪地方合併協議会	5	松阪市	164,504	123,727	75.2%	
	19	桑名市・多度町・長島町合併協議会	3	桑名市	134,856	108,378	80.4%	
	20	伊賀地区市町村合併協議会	6	上野市	101,527	61,493	60.6%	
滋賀県	21	彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会	4	彦根市	131,624	107,860	81.9%	
大阪府	22	富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村合併協議会	4	富田林市	165,057	126,558	76.7%	
鳥取県	23	米子市・淀江町合併協議会	2	米子市	147,837	138,756	93.9%	
山口県	24	下関市・豊浦郡4町合併協議会	5	下関市	301,097	252,389	83.8%	
	25	岩国地域合併協議会	7	岩国市	142,740	105,762	74.1%	
香川県	26	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	3	丸亀市	108,356	80,105	73.9%	
愛媛県	27	今治市及び越智郡11か町村合併協議会	12	今治市	172,976	117,930	68.2%	
福岡県	28	京築1市5町合併協議会	6	行橋市	115,352	69,737	60.5%	
佐賀県	29	唐津・東松浦合併協議会	10	唐津市	141,130	78,945	55.9%	
長崎県	30	県央地区一市五町合併協議会	6	諫早市	144,299	95,182	66.0%	
熊本県	31	八代地域市町村合併協議会	8	八代市	154,380	106,141	68.8%	
	32	玉名地域1市8町合併協議会	9	玉名市	120,999	45,648	37.7%	

(注) 網掛けは、市の人口比率が60%以上のもの

編入合併の例

(抽出条件) 法定協議会 構成市町村の人口が10万人以上 枠組みが(1市+町村)で、6月28日現在合併方式を決定済み

(人口はH12国勢調査人口)

都道府県名	NO.	協議会名称	市町村数	市名	合計人口 (a)	市の人口 (b)	人口比率 (b/a)	備考
群馬県	1	前橋広域市町村合併協議会	4	前橋市	320,465	284,155	88.7%	
千葉県	2	柏市・沼南町合併協議会	2	柏市	373,778	327,851	87.7%	
山梨県	3	甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会	4	甲府市	203,939	196,154	96.2%	
長野県	4	松本市・四賀村合併協議会	2	松本市	215,078	208,970	97.2%	
岐阜県	5	美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会	8	美濃加茂市	108,892	50,063	46.0%	
	6	木曽川文化圏市町合併協議会	2	各務原市	141,765	131,991	93.1%	
	7	可児市郡合併協議会	3	可児市	113,116	91,652	81.0%	
大阪府	8	堺市・美原町合併協議会	2	堺市	829,636	792,018	95.5%	
鳥取県	9	鳥取市・国府町・福部村合併協議会 鳥取市・河原町・用瀬町・佐治村合併協議会 鳥取市・鹿野町・気高町・青谷町合併協議会	9	鳥取市	200,744	150,439	74.9%	郡単体に法定協議会を設置
岡山県	10	津山地域合併協議会	6	津山市	118,713	90,156	75.9%	
広島県	11	呉市・川尻町合併協議会	2	呉市	213,539	203,159	95.1%	
	12	尾道市・御調町・向島町合併協議会	3	尾道市	117,407	92,586	78.9%	
	13	東広島圏域合併協議会	6	東広島市	175,346	123,423	70.4%	
山口県	14	宇部市・楠町合併協議会	2	宇部市	182,031	174,416	95.8%	
高知県	15	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	3	高知市	333,621	330,654	99.1%	
長崎県	16	長崎地域合併協議会	7	長崎市	457,486	423,167	92.5%	
	17	佐世保市・世知原町合併協議会 佐世保市・吉井町合併協議会	3	佐世保市	251,232	240,838	95.9%	両協議会は7月に合流予定
鹿児島県	18	鹿児島地区合併協議会	6	鹿児島市	601,693	552,098	91.8%	

(注) 網掛けは、市の人口比率が70%未満のもの

(参考)

宮城県		石巻地区1市6町任意合併協議会	7	石巻市	174,778	119,818	68.6%	
宮城県		石巻地区1市9町	10	石巻市	229,772	119,818	52.1%	

協議第 2 号

合併の期日(協定項目 2)について

合併の期日について，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 7 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	合併の期日(協定項目 2)
調整方針	市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとする。なお，現行法の適用期限は，平成 1 7 年 3 月 3 1 日までであるが，同法改正に関する国の動向を見定めた上で，その期日を決定することとする。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

合併の期日について

1. 一般的な留意事項

- (1) 住民サービスや各種事務の執行等，住民生活への影響ができる限り支障のない期日を想定して定める必要がある。
- (2) 公的行事との関係，協議会の協議の進捗状況，首長・議会議員の任期，合併時の事務処理，引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断する。
- (3) 「合併協定書の調印」「市町議会の議決」「県知事への申請」「県議会の議決」「総務大臣への届出・告示」までに，通常数か月間が必要とされている。
- (4) 合併までに，条例規則等の整備，電算システムの統合などの課題を限られた時間内に滞りなく解決する必要がある。
- (5) 現行の「合併特例法」の期限は，平成17年3月31日となっている。

2. 合併の期日選定にあたって

- (1) 「合併特例法」の期限の平成17年3月31日までの合併となると，いずれの日でも新市において年度をまたぐことになる。
- (2) 人口規模の大きい合併例を踏まえると，合併の前日が連休になることが望ましい。（「地方自治センター電算統合マニュアル」より）
- (3) 旧年度で実施する補助単独事業等の執行を踏まえると，できるだけ年度末が望ましい。
- (4) 現在想定しているスケジュールを踏まえると，平成17年3月末を目途に合併に向けた事務調整等を進める中で，新市への移行がスムーズに進む日を念頭に検討する必要がある。
- (5) 「合併特例法」の改正を考慮にいれ，もし期間が延長した場合に臨機応変に対応できるよう，特定日は後日協議することとする。

先進事例の傾向

これまでの例で多いのが、「4月1日の合併」である。会計区分，補助事業，学校関係など年度替わりで「区切りが良い」ことを考慮し、「4月1日合併」採用している場合が多い。

近年の人口規模の大きい合併では，4月1日以外の日も見受けられる。これは，電算統合に時間を要することから，休日を挟んだ設定にしているものと思われる。〔西東京市（土・日），さいたま市（3連休後），周南市（土・日）〕

「休日合併」を採用している場合は非常に少なく，開庁式等の式典の実施を考慮しての選択ではないかと考えられる。

先 進 事 例		
平成 11 年 4 月 1 日（木）	篠山市（4 町：47,699 人）	新設
平成 13 年 1 月 1 日（月）	新潟市（1 市 1 町：527,271 人）	編入
平成 13 年 1 月 21 日（日）	西東京市（2 市：180,880 人）	新設
平成 13 年 4 月 1 日（日）	潮来市（2 町：31,797 人）	編入
平成 13 年 5 月 1 日（火）	さいたま市（3 市：1,023,937 人）	新設
平成 13 年 11 月 15 日（木）	大船渡市（1 市 1 町：45,160 人）	編入
平成 14 年 4 月 1 日（日）	さぬき市（4 町 1 村：57,772 人）	新設
平成 15 年 4 月 1 日（火）	南アルプス市（4 町 1 村：70,116 人）	新設
平成 15 年 4 月 1 日（火）	加美町（3 町：28,330 人）	新設
平成 15 年 4 月 1 日（火）	静岡市（2 市：706,513 人）	新設
平成 15 年 4 月 1 日（火）	呉市（1 市 1 町：205,382 人）	編入
平成 15 年 4 月 21 日（月）	周南市（2 市 2 町 157,383 人）	新設

合併までの法手続き等について

日付	項目	関係市町	県	国
平成15年度				
7月	石巻地域合併協議会設置		→ 届出受理	
8月	新市建設計画 県支援本部との調整開始	←→		
11月	新市建設計画（中間案）に係る住民説明会			
12月	新市建設計画（事前協議）		→ 事前協議	
1月		回答 ←		
2月			→ 本協議	
3月	新市建設計画（正式協議）	回答 ←		
平成16年度				
5月	合併協定書のとりまとめ 新市建設計画の策定（決定）▶ 住民説明会		→ 報告受理	→ 報告受理
6月	合併協定書の調印 合併の構成市町議会の議決 合併申請書の作成，提出		→ 受理	→ 協議
				↓ 10日以内
				← 同意
9月	合併の県議会の議決（9月議会）			
平成17年				
	合併の知事決定			→ 届出
				↓ 20日以内
2月	国の告示により合併の効力発生			告示
3月末	新市の発足（施行）			関係機関への 周知

法手続等に要した日数

【先進地事例】

新市名 構成市町村数 合併後人口	西東京市 2市 181,456人	さいたま市 3市 1,056,812人	新潟市 1市1町 516,578人	つくば市 1市1町 195,300人	周南市 2市2町 157,383人	平均
合併協定書調印 合併の期日	164日	238日	315日	353日	237日	約8.5か月
合併申請書提出 合併の期日	158日	202日	279日	305日	201日	約7.5か月
合併申請書提出 県議会議決	49日	73日	108日	66日	75日	約2.5か月
合併申請書提出 官報告示	93日	107日	154日	129日	51日	約3.5か月
県議会議決 合併期日	111日	131日	173日	225日	128日	約5か月
県議会議決 官報告示	45日	35日	47日	63日	51日	約1.5か月
官報告示 合併の期日	66日	96日	126日	163日	78日	約3.5か月

合併の期日決定に至るまでの経緯

- ひたちなか市 : 小委員会へ付託(小委員会(1回)で協議合意)し, 協議会において協議(1回)し決定
- あきる野市 : 法定協議会において継続協議(5回)し決定
- 篠山市 : 法定協議会において継続協議(2回)し決定
- 西東京市 : 法定協議会において協議(1回)し決定
- さいたま市 : 小委員会で「合併目標年度」について合意し, 協議会において協議(1回)し決定

第2回 石巻地域合併協議会 日程（案）

- 1 日 時 平成15年8月28日（木） 午前10時から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項
 - ・ 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について
- 4 協議事項
 - ・ 協議第1号の1 合併の方式（協定項目1）について
 - ・ 協議第2号の1 合併の期日（協定項目2）について
- 5 提案事項
 - ・ 協議第3号 新市の名称（協定項目3）について
 - ・ 協議第4号 新市の事務所の位置（協定項目4）について
 - ・ 協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目7）について
 - ・ 協議第6号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目8）について
 - ・ 協議第7号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について
 - ・ 協議第8号 慣行の取扱い（協定項目19）について
 - ・ 協議第9号 電算システム事業の取扱い（協定項目24）について
- 6 議決事項
 - ・ 議案第6号 石巻地域合併協議会小委員会規程（案）について
 - ・ 議案第7号 石巻地域合併協議会小委員会の委員の選任について
- 7 その他

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領

1 通信講座委員の設置目的

新市まちづくり計画（新市建設計画）は、合併によってできる新市の将来像やまちづくりの方針を地域の皆さんとともに考え、明らかにするものです。

新市まちづくり計画の策定にあたっては、1市6町の市・町民の方々への積極的な情報公開・情報共有の基に、市・町民、構成市町職員、専門家等が一体となったパートナーシップによる計画づくりを行うため、その一つとして市・町民と行政職員から構成する石巻地域新市まちづくり計画検討委員会を設置します。

新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員は、検討委員会への構成市・町民の方々の幅広い参加の拡大を図ることを目的に設置するものです。

2 通信講座委員の登録

通信講座委員は、登録制とし、登録申込書(別紙様式)を協議会会長に提出することにより登録することとします。

3 通信講座委員の登録資格

1市6町に住所を有している方や通勤または通学している方

4 登録の申し込み期間及び申し込み先

登録の申し込みは随時できることとします。申し込み(問合せ)先は石巻地域合併協議会事務局及び各市町の合併担当部署とします。(郵送、FAXやEメールでの申し込みも受け付けます。)

石巻地域合併協議会事務局 986-0812 石巻市東中里1丁目4番32号
(石巻合同庁舎内)

電話0225(21)7671 FAX0225(94)0861

Eメールアドレス：i-keikaku@juno.ocn.ne.jp

1市6町合併担当部署

5 通信講座委員の募集広報

広報は、協議会だより、協議会ホームページ、各市町広報、マスコミ、各種団体へのダイレクトメール等で行います。

6 通信講座委員の役割

通信講座委員の役割は次のとおりとします。

- ・検討委員会における資料、会議結果等をテキストとして配布しますので、個人提案があれば、レポートとして委員会に提出します。
- ・検討委員会の委員長の要請があれば、会議に出席し、意見等を述べます。

7 通信講座委員の個人提案の取り扱い

委員会に提出された個人提案等は、委員会で協議することとします。協議結果については、提出者に委員会の会議結果としてお知らせすることとします。

別紙様式

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員登録申込書

石巻地域合併協議会会長殿

新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員として登録したいので申し込みます。

ご住所 〒 _____

お名前 _____

電話番号 () _____

ご職業 (勤務または通学先の名称及び所在地)	
生年月日	
テキスト(資料)配布の方法	郵送 ・ Eメール (いずれかを で囲んでください。)
テキスト(資料)郵送先 (テキスト郵送先がご住所と異なるときはご記入ください。)	〒 _____
Eメールアドレス	

テキスト(資料)の配布をEメールで希望された方は、資料が多い場合、郵送する場合もありますので、テキスト(資料)郵送先がご住所と異なるときは、「テキスト(資料)郵送先」欄に必ずご記入願います。

郵送、FAX、Eメールで申し込みも可能です。Eメールの場合は、必要事項をご記入ください。

